



✿ 高齢視覚障害のある人への専門的支援とは 槻ノ木荘(上杉徳明)

槻ノ木荘は視覚障害のある高齢者を対象とした盲養護老人ホーム(老人福祉法)として1971年12月に開所しました。専門性を持った職員の配置や手摺、色彩など環境を備えたホームとして高槻市や大阪府の各市町村から“措置”を受けて50名が利用されています。

私たち職員は利用者さんに「槻ノ木荘で暮らすと安心できる」と感じてもらえるようにと接していますが、不十分な事も多々あります。ある日、廊下で出会った入所後間もないCさんに声を掛けました。「こんにちは。何か困ったことはありますか」と。Cさんは返事をされませんでした。もう一度声を掛けると「自分で覚えようとしているのに、声を掛けないで下さい」と話されました。Cさんは歩数を数えたり、手摺を目印に目的地までの行き方を覚えようとされていた時で、私の声掛けは不用意でした。先日も掃除に使用している用具を廊下に置いたままで、大変迷惑をかけたこともありました。また、視覚障害があると同時に高齢者である利用者さんにとって病院へ行く事は欠かせません。付添いが無ければ自由に行けません。そのため、利用者自治会を中心に高槻市や各市町村へ利用できるよう様々な機会を利用し働きかけています。利用者さんの“見えないしんどさ”に対して「もっと理解したい」という気持ちを持って関わる事、「見えない人」に対する支援に『発想力』を持ち続けることなど、「専門的支援とは何か」を常に追求し支援しなければと考えています。

階段入口には、全盲の方へ転落防止扉と弱視の方には床に色彩で明示しわかりやすく工夫しています。

今、社会福祉をめぐる国の施策のもと人々の暮らしが大きく変わってきています。



7月に起きた障害者施設での殺傷事件は関係者や多くの人々に怒りと衝撃を与え、全国にひろがる子ども食堂や高齢事業所の相次ぐ「撤退」など、あらゆる分野、階層で格差と貧困が進んでいると多くの人が感じています。私たち大阪福祉事業財団の各施設は子どもから高齢者、障害のある人々への人権や幸せを守るためにあります。しかしその実践にはいままでにない課題も見えてきます。私たちの日々の仕事から社会福祉の現場で今何を積み上げていくのかを考えたいと思います。



✿ 「平和」を語り継いでいくこと

ひむろこだま保育園(林準也)

ひむろこだま保育園では、5歳児クラスになると「友だちや家族を大切にすること」「今ある生活に感謝すること」「命の尊さを知ること」を大切に、「平和」をテーマに保育実践を行っています。そのテーマをもとに、お茶碗づくりをしたり、戦時中に食べられていたすいとん作りをし、戦時中は満足にご飯も食べられなかったことを知ったり、槻ノ木荘の利用者の方に戦争体験の話を聞いたり、戦時中の疑似体験をより多くできるようにしました。また、保護者の方にも取り組みの理解を得られるよう、壁新聞を作り、日々の取り組みを伝えてきました。

この年の生活発表会では、絵本『ぞうれっしやがやってきた』を題材に取り組みしました。大きく身体を動かすというより“悲しい・つらい・苦しい”といった感情表現なので、子どもたちにとってイメージしづらいところもありましたが、年間を通して疑似体験してきたことを思い出しながら子どもたちが中心となって劇を完成させました。保護者の方から「戦争体験者がいなくなってしまう中、大人がしっかりと子どもに伝えていかないといけないと思いました。」とあり、まさにその通りだと感じました。

大人がしっかりと語り継ぐことで、これからの将来を担う子どもたちの心の根っこに「命の尊さ」や「平和の大切さ」が根付いていけばと思っています。



✿ 一時入所事業から社会問題がみえる

高槻温心寮 地域福祉部

一時入所を実施し5年が経ちました。通常の緊急的な保護や行政の措置による受入れとは別に、原則7日を限度とし最長で1ヵ月を越えない範囲で利用できる制度です。職員の配置基準は特になく職員が兼務し、別棟(入り口が別で独立した造り)で個室、家庭用風呂場、洗濯場、自炊も出来る食堂を整備しています。当初は居宅生活で一時的な精神状態不安の方や精神科病院入院患者さんで退院に向けた体験利用や訓練のためなど、障がいのある方の「休息的な利用」を想定していましたが、5年の間に大きく変わりました。虐待・DVケース、ホームレス(ネットカフェ生活、車中泊なども含む)、会社の寮などの住込みでの仕事場の解雇、家賃滞納等による部屋の強制退去、近隣トラブル、刑余者など、事情は様々です。事業開始当時年間利用件数は9件でしたが昨年は22件となり障がい・病気などが無い方の利用が増加傾向にあります。これらの人々は関係機関の連携やご本人の意向により1か月後には、自宅に戻られたり、新たなアパートに入居されたりされます。他に親族宅に戻られます。中には利用中に「失踪」された方もおられます。利用をきっかけに、ご本人との関係性が強まり生活の立て直しの目処ができるケースもありますが、その後の生活までを支援することは難しいです。しかし一時的に住む場所や食事を提供し、利用された方が意欲を取り戻して退所されていく姿、「明日への意欲を取り戻せる場になれば」と思い支援しています。

＜入所件数・理由＞

理由	受入件数(延人数)					合計
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	
虐待・DV		2	2	3	4	11
住居喪失	2	2	4	4	7	19
出所後			1		4	5
経済的困窮			1		1	2
一時的休息	3	5	5	5	2	20
その他	4				4	8
合 計	9	9	13	12	22	65

✿ 重い障害のある人の人権と施設の暮らし

三島の郷(中谷真浩)

1979年23歳で入所されたYさん、先日61歳の誕生日を迎えました。昨年三島の郷で還暦のお祝いをしました。お母さんが記念にと手作りの赤いちゃんちゃんこ頭巾を持ってこられ、衣装を身に着けたYさんも心からの笑顔でひとときを過ごされました。お母さんは「ダウン症なので、生まれた時は30歳くらいまでしか生きられないと周りの人から言われて、この子に申し訳ない気持ちで一杯だった。でも気がついたら還暦を迎える年になっていて、最近ようやく肩の荷が下りた気がする」とおっしゃっていました。

以前から障害がある子供さんをお持ちの親御さんから「一日でも子どもより長く生きて看取りたい」というお話を聞くことが多く、悲しいジレンマだと感じていました。しかし最近は、空調の管理や栄養状態の把握などが、しっかりと健康を維持する役割を果たしていることもあり、施設での生活に「親亡き後も安心して託せる」という感想を持たれる方が増えてきています。「この子よりも一日でも長く生きたい」と不安に思わざるを得なかった環境を、「親亡き後も、いつまでも健康で過ごしてほしい」と思ってもらえる暮らしに変えていくことが、障害を持たれる人々の人権を着実に進めていくことにつながっていると実感するところです。

